

# 平成 25 年度行政監査の結果報告書

沖縄県監査委員

## 目 次

第1	行政監査の概要	1
1	1 監査のテーマ	1
2	2 監査の目的	1
3	3 監査対象の機関及び公用車	1
4	4 監査の着眼点	1
5	5 監査の実施期間	1
6	6 監査の実施方法	1
第2	公用車の概要	2
1	1 本県の公用車の状況	2
	(1) 知事部局、議会事務局、教育庁、県立学校、企業局、病院事業局	2
	(2) 警察本部	4
2	2 所有公用車の状況	5
	(1) 自動車種別及び部局別所有台数	5
	(2) 経過年数	6
	(3) 稼働率	7
	(4) 稼働率 20%未満の車両について	9
3	3 借上公用車の状況	11
	(1) 自動車種別及び部局別所有台数	11
	(2) 契約年数(通算)	12
	(3) 稼働率	13
	(4) 稼働率 20%未満の車両について	14
	(5) 借上料	16
	(6) 借上料の根拠について	19
4	4 自家用車の公務使用状況	21
5	5 任意保険の加入状況	22
	(1) 知事部局等	22
	(2) 警察本部	24
	(3) 保険料の根拠について	24
	(4) 施設内において使用する車両の任意保険	25
6	6 燃料単価契約の状況	28
	(1) 知事部局等	28
	(2) 警察本部	29
7	7 安全運転管理の状況	30
	(1) 安全運転管理者等の選任状況	30
	(2) 運行前点検等の実施状況	31
	(3) 事故件数及び事故防止への取組状況	32
第3	監査の結果及び所見	36
資料	関係法令(抜粋)	38

## 第1 行政監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、県の事務の執行について、平成25年度は次のとおり監査を実施した。

### 1 監査のテーマ

「公用車の運用管理及び保険等契約について」

### 2 監査の目的

県では、公務の能率的執行を図る上で公用車が多数配置されており、その管理は適正かつ効率的に行われる必要があることから、県の公用車の調達、活用、保険等の契約、安全管理の状況等について監査し、公用車の適正管理に資することを目的とする。

### 3 監査対象の機関及び公用車

監査対象機関は県の全機関とした。また監査対象とする公用車は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に県が所有し、又は借り上げている車両及び警察用車両とした。

### 4 監査の着眼点

監査に当たっては、主に次の着眼点に基づき実施した。

○効率的に運用されているか。

○購入以外の方法（リース、レンタル）による調達の状況はどうか。

○保険契約は適切か。

○燃料費の契約は適切か。

○安全管理は適切か。

### 5 監査の実施期間

平成25年7月から同年11月までの間に監査を実施した。

### 6 監査の実施方法

沖縄県の全機関に対し、公用車の所有、借上、安全管理等の状況を調査した。

また、調査結果を踏まえ、活用状況、保険等契約、安全管理について追加して調査を実施した。

さらに、車両の活用状況を確認するため、3機関に対して実地監査を行った。

## 第2 公用車の概要

### 1 本県の公用車の状況

#### (1) 知事部局、議会事務局、教育庁、県立学校、企業局、病院事業局

##### ア 自動車種別ごとの台数

知事部局、議会事務局、教育庁、県立学校、企業局、病院事業局（以下「知事部局等」という。）において、所有及びリース・レンタル（以下「借上」という。）により運用管理されている公用車（施設内において使用する車両を除く。）は、平成25年3月31日現在で1,023台である。うち、所有車両は734台（71.7%）、借上車両は289台（28.3%）である。

道路運送車両法第3条に基づく自動車の種別（普通自動車、小型自動車、軽自動車）について見ると、普通自動車が250台（24.4%）、小型自動車が593台（58.0%）、軽自動車が139台（13.6%）、特殊の用途に供する普通自動車及び小型自動車が41台（4.0%）となっている。

表1 自動車種別台数（所有及び借上）（知事部局等）

種別	普通自動車				小型自動車			軽自動車			特殊の用途 (普通・小型)	合計
	用途	貨物	乗用(11人以上)	乗用(10人以下)	貨物	乗用	小計	貨物	乗用	小計		
分類番号 (いわゆる ナンバー)	1,10~19 及び100 ~199	2,20~29 及び200~ 299	3,30~39 及び300~ 399	小計	4,640~ 49,60~ 69,400~ 499及び 600~699	5,750~ 59,70~ 79,500~ 599及び 700~799	小計	4,640~ 49,60~ 69,400~ 499及び 600~699	5,750~ 59,70~ 79,500~ 599及び 700~799	小計	8,80~89 及び800 ~899	
所有	44	30	120	194	178	252	430	21	55	76	34	734
借上	6	0	50	56	20	143	163	3	60	63	7	289
合計	50	30	170	250	198	395	593	24	115	139	41	1,023

※1 表1～表46において、種別、用途は道路運送車両法第3条及び同法施行規則第2条別表第1、分類番号は自動車登録規則第13条別表第2による。

※2 ※1の台数については、平成24年4月1日～平成25年3月31日の期間に所有し、又は借り上げていた車両について、監査委員事務局が独自に集計を行ったものである。

※3 表1～表46において、「構成比」欄は、四捨五入の関係上、内訳の合計と計数が一致しない場合がある。

イ 部局ごとの台数

部局ごとの運用管理台数について多い順に見ると、所有台数及び借上台数の合計がもっとも多いのは、農林水産部の 345 台（33.7%）、次に土木建築部の 188 台（18.4%）、次に福祉保健部の 123 台（12.0%）の順となっている。

表 2 部局別台数（所有及び借上）（知事部局等）

種別	普通自動車			小型自動車			軽自動車			（特殊の用途） （小型）	合計	
	用途	貨物	乗用 (11人以上)	乗用 (10人以下)	小計	貨物	乗用	小計	貨物			乗用
知事公室	0	1	6	7	2	5	7	0	0	0	6	20
総務部	0	1	6	7	1	16	17	0	20	20	0	44
企画部	0	0	1	1	0	7	7	0	0	0	0	8
環境生活部	1	0	10	11	4	13	17	0	0	0	2	30
福祉保健部	2	1	14	17	5	39	44	0	57	57	5	123
農林水産部	16	1	46	63	132	123	255	17	9	26	1	345
商工労働部	4	0	2	6	1	25	26	0	0	0	0	32
文化観光スポーツ部	2	0	3	5	2	4	6	0	0	0	0	11
土木建築部	5	0	37	42	14	97	111	1	18	19	16	188
出納事務局	0	2	17	19	1	4	5	0	0	0	0	24
議会事務局	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	3
教育庁	0	0	12	12	2	18	20	1	1	2	0	34
県立学校	13	22	0	35	27	1	28	4	0	4	5	72
監査委員事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業局	7	0	7	14	6	30	36	0	0	0	1	51
病院事業局	0	1	7	8	1	13	14	1	10	11	5	38
合計	50	30	170	250	198	395	593	24	115	139	41	1,023

※表 2～表 44 の部局別分類において、県立学校に係る分については、教育庁から除き単独で計上した。

(2) 警察本部

ア 自動車種別ごとの台数

警察本部において、所有及び借上により運用管理されている公用車は、平成25年3月31日現在で991台である。うち、所有車両は956台(96.5%)、借上車両は35台(3.5%)である。

所有車両956台のうち、警察法に基づき国庫により支弁されている警察用車両は838台(87.7%)となっている。

道路運送車両法第3条に基づく自動車の種別(普通自動車、小型自動車、軽自動車)について見ると、普通自動車が190台(19.2%)、小型自動車が358台(36.1%)、軽自動車が51台(5.1%)、特殊の用途に供する普通自動車及び小型自動車が370台(37.3%)、小型特殊自動車及び原動機付自転車が22台(2.2%)となっている。

表3 自動車種別台数(所有及び借上) (警察本部)

種別	普通自動車				小型自動車				軽自動車				特殊の用途 (普通・小型)	小型特殊自動車、原動機付自転車	合計
	用途	貨物	乗用(11人以上)	乗用(10人以下)	貨物	乗用	二輪	小計	貨物	乗用	二輪	小計			
分類番号 (いわゆる ナンバー)	1,10~19 及び100 ~199	2,20~29 及び200~ 299	3,30~39 及び300~ 399	小計	4,6,40~ 49,60~ 69,400~ 499及び 600~699	5,7,50~ 59,70~ 79,500~ 599及び 700~799	二輪	小計	4,6,40~ 49,60~ 69,400~ 499及び 600~699	5,7,50~ 59,70~ 79,500~ 599及び 700~799	二輪	小計	8,80~89 及び800 ~899		
所有	33	9	147	189	22	271	34	327	12	2	37	51	368	21	956
(うち国庫)	(32)	(7)	(127)	(166)	(18)	(249)	(34)	(301)	(0)	(0)	(32)	(32)	(339)	(0)	(838)
借上	1	0	0	1	0	31	0	31	0	0	0	0	2	1	35
合計	34	9	147	190	22	302	34	358	12	2	37	51	370	22	991

## 2 所有公用車の状況

### (1) 自動車種別及び部局別所有台数

知事部局等の所有台数 734 台のうち、最も多い自動車の種別は小型自動車の 430 台 (58.6%) である。次に多いのは普通自動車の 194 台 (26.4%)、軽自動車の 76 台 (10.4%) の順となっている。

知事部局等において、所有台数が最も多い部局は、農林水産部 286 台 (39.0%) である。次に多い部局が福祉保健部 105 台 (14.3%)、県立学校 70 台 (9.5%) の順となっている。

表 4 所有台数 (知事部局等)

種別 用途	普通自動車			小型自動車			軽自動車			(普通・特殊・小型の用途)	合計	
	貨物	乗用 (11人以上)	乗用 (10人以下)	小計	貨物	乗用	小計	貨物	乗用			小計
知事公室	0	1	6	7	2	3	5	0	0	0	6	18
総務部	0	1	6	7	1	15	16	0	6	6	0	29
企画部	0	0	1	1	0	4	4	0	0	0	0	5
環境生活部	0	0	10	10	4	8	12	0	0	0	1	23
福祉保健部	2	1	14	17	5	35	40	0	43	43	5	105
農林水産部	16	1	36	53	124	88	212	15	5	20	1	286
商工労働部	4	0	2	6	1	14	15	0	0	0	0	21
文化観光スポーツ部	2	0	3	5	2	4	6	0	0	0	0	11
土木建築部	0	0	5	5	4	24	28	1	0	1	10	44
出納事務局	0	2	16	18	1	4	5	0	0	0	0	23
議会事務局	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	3
教育庁	0	0	11	11	2	18	20	1	0	1	0	32
県立学校	13	22	0	35	25	1	26	4	0	4	5	70
監査委員事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業局	7	0	7	14	6	24	30	0	0	0	1	45
病院事業局	0	1	1	2	1	10	11	0	1	1	5	19
合計	44	30	120	194	178	252	430	21	55	76	34	734

警察本部の所有台数 956 台のうち、最も多い自動車の種別は特殊の用途に用いる普通自動車及び小型自動車の 368 台 (38.5%) である。次に多い自動車の種別は小型自動車の 327 台 (34.2%)、普通自動車の 189 台 (19.8%) の順となっている。

表 5 所有台数 (警察本部)

種別	普通自動車				小型自動車				軽自動車				特殊の用途 (普通・小型)	原動機 付自転車	合計
	用途	貨物	乗用 (11人 以上)	乗用 (10人 以下)	小計	貨物	乗用	二輪	小計	貨物	乗用	二輪			
警察本部	33	9	147	189	22	271	34	327	12	2	37	51	368	21	956

(2) 経過年数

知事部局等の所有台数 734 台について、登録年からの経過年数を見ると、最も多いのは「12年以上」の 368 台 (50.1%) である。次に多いのは「9年以上12年未満」の 119 台 (16.2%)、「6年以上9年未満」の 92 台 (12.5%) の順となっている。

表 6 経過年数別台数 (知事部局等)

種別	普通自動車				小型自動車			軽自動車			特殊の用途 (普通・小型)	合計	構成比 (%)
	用途	貨物	乗用 (11人 以上)	乗用 (10人 以下)	小計	貨物	乗用	小計	貨物	乗用			
3年未満	3	5	6	14	9	25	34	5	17	22	6	76	10.4%
3年以上6年未満	6	5	11	22	16	20	36	3	16	19	2	79	10.8%
6年以上9年未満	6	5	20	31	25	22	47	4	5	9	5	92	12.5%
9年以上12年未満	6	6	12	24	36	35	71	5	13	18	6	119	16.2%
12年以上	23	9	71	103	92	150	242	4	4	8	15	368	50.1%
合計	44	30	120	194	178	252	430	21	55	76	34	734	100%



警察本部の所有台数 956 台について、登録年からの経過年数を見ると、最も多いのが「3年以上6年未満」の 337 台（35.3%）である。次に多いのが「9年以上12年未満」の 186 台（19.5%）、「6年以上9年未満」の 179 台（18.7%）の順となっている。

表 7 経過年数別台数（警察本部）

種別	普通自動車				小型自動車				軽自動車				特殊の用途 (普通、小型)	原動機付自転車	合計	構成比 (%)
	用途	貨物	乗用 (11人以上)	乗用 (10人以下)	小計	貨物	乗用	二輪	小計	貨物	乗用	二輪				
3年未満	8	0	31	39	3	18	1	22	3	0	2	5	52	1	119	12.4%
3年以上6年未満	20	4	51	75	1	83	13	97	3	2	9	14	148	3	337	35.3%
6年以上9年未満	2	0	19	21	6	79	7	92	5	0	10	15	48	3	179	18.7%
9年以上12年未満	1	1	17	19	9	50	10	69	1	0	13	14	81	3	186	19.5%
12年以上	2	4	29	35	3	41	3	47	0	0	3	3	39	11	135	14.1%
合計	33	9	147	189	22	271	34	327	12	2	37	51	368	21	956	100%

(3) 稼働率

ア 1台あたり年間稼働日数及び稼働率

公用車の稼働日数を平成 24 年度開庁日数（250 日）で除して算出した割合を稼働率と定義した。知事部局等の所有車両 734 台の全稼働日数は 105,161 日であり、1台あたり年間稼働日数は 143.3 日、稼働率は 57.3%である。

また警察本部の所有車両 956 台の全稼働日数は 168,817 日であり、1台あたり年間稼働日数は 176.6 日、稼働率は 70.6%となっている。

表 8 稼働率（所有車両 全体）

	稼働日数(a)	台数(b)	年間稼働日数/台 (a)/(b)	稼働率 (a)/((b)*250日)*100
知事部局等	105,161	734	143.3	57.3
警察本部	168,817	956	176.6	70.6

イ 稼働率の分布

所有車両の1台あたり稼働率について、20%ごとの分布状況を集計した。なお、年度途中に取得及び廃車した車両については、月割による補正を行って算出している。

知事部局等の所有車両734台について、稼働率の分布状況を見ると、最も多いのが「60%以上80%未満」の215台(29.3%)となっている。次に多いのが「40%以上60%未満」の181台(24.7%)、「80%以上」の164台(22.3%)の順となっている。

表9 1台あたり稼働率(所有) (知事部局等)

種別	普通自動車				小型自動車			軽自動車			(普通・特殊の用途・小型)	合計	構成比(%)
	用途	貨物	乗用(11人以上)	乗用(10人以下)	小計	貨物	乗用	小計	貨物	乗用			
20%未満	11	3	7	21	16	8	24	1	0	1	9	55	7.5%
20%以上40%未満	11	4	21	36	21	52	73	1	3	4	6	119	16.2%
40%以上60%未満	10	2	34	46	60	59	119	5	8	13	3	181	24.7%
60%以上80%未満	7	1	37	45	59	82	141	4	21	25	4	215	29.3%
80%以上	5	20	21	46	22	51	73	10	23	33	12	164	22.3%
合計	44	30	120	194	178	252	430	21	55	76	34	734	100%

警察本部の所有車両956台について、稼働率の分布状況を見ると、最も多いのが「80%以上」の454台(47.5%)となっている。次に多いのが「60%以上80%未満」の147台(15.4%)、「40%以上60%未満」が129台(13.5%)となっている。

表10 1台あたり稼働率(所有) (警察本部)

種別	普通自動車				小型自動車				軽自動車				特殊の用途(普通・小型)	原動機付自転車	合計	構成比(%)
	用途	貨物	乗用(11人以上)	乗用(10人以下)	小計	貨物	乗用	二輪	小計	貨物	乗用	二輪				
20%未満	9	1	8	18	1	2	6	9	0	0	22	22	47	4	100	10.5%
20%以上40%未満	9	6	17	32	4	15	12	31	1	0	12	13	36	14	126	13.2%
40%以上60%未満	4	1	40	45	6	25	8	39	2	0	1	3	40	2	129	13.5%
60%以上80%未満	5	1	24	30	7	59	8	74	2	1	1	4	39	0	147	15.4%
80%以上	6	0	58	64	4	170	0	174	7	1	1	9	206	1	454	47.5%
合計	33	9	147	189	22	271	34	327	12	2	37	51	368	21	956	100%

(4) 稼働率 20%未満の車両について

ア 知事部局等

稼働率が 20%未満となっている知事部局等の所有車両 55 台について、その理由を見ると、最も多いのは、「特殊用途」の 27 台 (49.1%)、次に多いのが「その他」15 台 (27.3%)、「故障 (廃車済み)」12 台 (21.8%) の順となっている。

表 11 稼働率 20%未満の所有車両台数 (知事部局等)

種別	普通自動車				小型自動車			軽自動車			普通・特殊・小型用途	合計	構成比 (%)	
	貨物	乗用 (11人以上)	乗用 (10人以下)	小計	貨物	乗用	小計	貨物	乗用	小計				
特殊用途	9	2	0	11	6	1	7	0	0	0	9	27	49.1%	
故障	廃車済み	1	0	3	4	6	2	8	0	0	0	0	12	21.8%
	廃車予定	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1.8%
	当面使用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
その他	0	1	4	5	4	5	9	1	0	1	0	15	27.3%	
合計	11	3	7	21	16	8	24	1	0	1	9	55	100%	

「特殊用途」について、自動車の種別・用途ごとの具体的な内容は以下のとおりとなっている。

○普通貨物

農業資材、家畜等運搬用 (農林水産部 3台)

技能訓練用 (商工労働部 3台)

実習での樹木運搬 (県立学校 1台)

水道復旧用 (企業局 2台)

○普通乗用 (11人以上)

防災訓練用 (知事公室 1台)

非常時の際の人員輸送、多人数送迎用 (総務部 1台)

○小型貨物

防災訓練用 (知事公室 1台)

防疫演習、防疫等機材運搬、土壌診断・機材搬入、消毒・家畜緊急輸送 (農林水産部 4台)

農業実習用資材運搬等 (県立学校 1台)

○小型乗用

身体障害者用特殊装置の装着（福祉保健部 1台）

○特殊の用途（8ナンバー）

防災訓練用（知事公室 2台）

救急車（福祉保健部 4台、病院事業局 1台）

ダム管理用緊急車両（土木建築部 2台）

また、故障車両のうち、当面使用する予定の車両はなく、適切に対応されている。「その他」の内容については、平成25年2月又は3月に取得したことによるもの（福祉保健部、出納事務局、県立学校 5台）、老朽化等による廃車又は所管換えによるもの（農林水産部、土木建築部 4台）、離島において使用するもの（農林水産部 3台）、その他（死亡家畜・石灰等の運搬、農場実習での送迎用）（農林水産部、県立学校 3台）となっている。

イ 警察本部

稼働率が20%未満となっている警察車両100台について見ると、「特殊用途」が88台（88.0%）、「故障」12台（12.0%）となっている。

「特殊用途」については、運転免許試験用が5台、警察業務用（事件捜査、事故捜査、部隊輸送等）が83台となっている。

「故障」については、すべて廃車予定となっている。

表12 稼働率20%未満の所有車両台数（警察本部）

種別	普通自動車				小型自動車				軽自動車				特殊の用途 (普通・小型)	原動機 付自転車	合計	構成比 (%)
	貨物	乗用 (11人以上)	乗用 (10人以下)	小計	貨物	乗用	二輪	小計	貨物	乗用	二輪	小計				
特殊用途	9	1	6	16	1	1	5	7	0	0	22	22	39	4	88	88.0%
故障	廃車済み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	廃車予定	0	0	2	2	0	1	1	2	0	0	0	0	8	12	12.0%
	当面使用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	9	1	8	18	1	2	6	9	0	0	22	22	47	4	100	100%

### 3 借上公用車の状況

#### (1) 自動車種別及び部局別所有台数

知事部局等の借上台数 289 台のうち、最も多い自動車の種別は小型自動車の 163 台 (56.4%) となっている。次に多いのは軽自動車の 63 台 (21.8%)、普通自動車の 56 台 (19.4%) の順となっている。

知事部局等において、借上台数が最も多い部局は土木建築部 144 台 (49.8%) である。次に、農林水産部 59 台 (20.4%)、病院事業局 19 台 (6.6%) の順となっている。

表 13 借上台数 (知事部局等)

種別 用途	普通自動車			小型自動車			軽自動車			(普通・特殊の用途・小型)	合計	
	貨物	乗用 (11人以上)	乗用 (10人以下)	小計	貨物	乗用	小計	貨物	乗用			小計
知事公室	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2
総務部	0	0	0	0	0	1	1	0	14	14	0	15
企画部	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	3
環境生活部	1	0	0	1	0	5	5	0	0	0	1	7
福祉保健部	0	0	0	0	0	4	4	0	14	14	0	18
農林水産部	0	0	10	10	8	35	43	2	4	6	0	59
商工労働部	0	0	0	0	0	11	11	0	0	0	0	11
文化観光スポーツ部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土木建築部	5	0	32	37	10	73	83	0	18	18	6	144
出納事務局	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育庁	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	2
県立学校	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	2
監査委員事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業局	0	0	0	0	0	6	6	0	0	0	0	6
病院事業局	0	0	6	6	0	3	3	1	9	10	0	19
合計	6	0	50	56	20	143	163	3	60	63	7	289

警察本部の借上台数は 35 台であり、うち 31 台（88.6％）は小型自動車である。

表 14 借上台数（警察本部）

種別	普通自動車				小型自動車				軽自動車				特殊の用途 (普通・小型)	小型特殊自動車	合計
	用途	貨物	乗用 (11人以上)	乗用 (10人以下)	小計	貨物	乗用	二輪	小計	貨物	乗用	二輪			
警察本部	1	0	0	1	0	31	0	31	0	0	0	0	2	1	35

(2) 契約年数（通算）

知事部局等の借上台数 289 台の契約年数（通算）を見ると、5 年未満の契約となっているものが 101 台（34.9％）、5 年以上の契約となっているものが 188 台（65.1％）である。

なお、警察本部の借上車両 35 台については、すべて 5 年未満の契約である。

表 15 契約年数別 借上台数（知事部局等）

種別	普通自動車				小型自動車			軽自動車			（特殊の用途 普通・小型）	合計	構成比 (%)
	用途	貨物	乗用 (11人以上)	乗用 (10人以下)	小計	貨物	乗用	小計	貨物	乗用			
5年未満	1	0	7	8	9	51	60	1	30	31	2	101	34.9%
5年以上	5	0	43	48	11	92	103	2	30	32	5	188	65.1%
合計	6	0	50	56	20	143	163	3	60	63	7	289	100%

(3) 稼働率

ア 1台あたり年間稼働日数及び稼働率

知事部局等の借上車両 289 台の全稼働日数は 47,376 日であり、1台あたり年間稼働日数は 163.9 日、平成 24 年度開庁日数 (250 日) で除した稼働率は 65.6% である。

表 16 稼働率 (借上車両 全体)

	稼働日数(a)	台数(b)	年間稼働日数/台 (a)/(b)	稼働率 (a)/((b)*250日)*100
知事部局等	47,376	289	163.9	65.6

イ 稼働率の分布

借上車両についても、稼働率 20% ごとの分布状況について集計した。なお、年度途中の契約開始については、月割による補正を行って算出している。

知事部局等の借上車両 289 台について、稼働率の分布状況を見ると、最も多いのが「80%以上」の 110 台 (38.1%) となっている。次に多いのが「60%以上 80%未満」の 97 台 (33.6%)、「40%以上 60%未満」の 50 台 (17.3%) の順となっている。

表 17 1台あたり稼働率 (借上) (知事部局等)

種別 用途	普通自動車			小型自動車			軽自動車			(普特殊 通 の 小 用 途 )	合計	構成比 (%)	
	貨物	乗用 (11人 以上)	乗用 (10人 以下)	小計	貨物	乗用	小計	貨物	乗用				小計
20%未満	0	0	3	3	0	5	5	0	1	1	0	9	3.1%
20%以上40%未満	1	0	6	7	3	9	12	1	3	4	0	23	8.0%
40%以上60%未満	0	0	5	5	4	33	37	0	6	6	2	50	17.3%
60%以上80%未満	1	0	17	18	7	56	63	0	16	16	0	97	33.6%
80%以上	4	0	19	23	6	40	46	2	34	36	5	110	38.1%
合計	6	0	50	56	20	143	163	3	60	63	7	289	100%

警察本部の借上車両 35 台について、稼働率の分布状況を見ると、最も多いのが「80%以上」の 19 台 (54.3%)、次に多いのが「60%以上 80%未満」の 8 台 (22.9%)、「40%以上 60%未満」の 3 台 (8.6%)、「20%未満」の 3 台 (8.6%) の順となっている。

表 18 1 台あたり稼働率 (借上) (警察本部)

種別	普通自動車			小型自動車			軽自動車			特殊の用途 (普通・小型)	小型特殊自動車	合計	構成比 (%)	
	貨物	乗用 (11人以上)	乗用 (10人以下)	小計	貨物	乗用	小計	貨物	乗用					小計
20%未満	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	3	8.6%
20%以上40%未満	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	2	5.7%
40%以上60%未満	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	3	8.6%
60%以上80%未満	0	0	0	0	0	8	8	0	0	0	0	0	8	22.9%
80%以上	0	0	0	0	0	19	19	0	0	0	0	0	19	54.3%
合計	1	0	0	1	0	31	31	0	0	0	2	1	35	100%

(4) 稼働率 20%未満の車両について

ア 知事部局等

稼働率が 20%未満の借上車両 9 台について、その理由、自動車の種別・用途ごとの具体的な内容は以下のとおりとなっている。

表 19 稼働率 20%未満の借上車両台数 (知事部局等)

種別	普通自動車			小型自動車			軽自動車			(特殊の用途 普通・小型)	合計	構成比 (%)	
	貨物	乗用 (11人以上)	乗用 (10人以下)	小計	貨物	乗用	小計	貨物	乗用				小計
特殊用途	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
その他	0	0	3	3	0	5	5	0	1	1	0	9	100.0%
合計	0	0	3	3	0	5	5	0	1	1	0	9	100%



○普通乗用（10人以下）  
 土地改良事業及び漁業整備事業のため、久米島、南北大東島で使用する。  
 （農林水産部 3台）

○小型乗用  
 土地改良事業及び漁業整備事業のため、久米島、南北大東島で使用する。  
 （農林水産部 3台）  
 公共事業の現場確認等のため、北大東島、本島北部で使用する。  
 （土木建築部 2台）

○軽自動車乗用  
 公共事業の現場確認等のため、伊良部島で使用する。  
 （土木建築部 1台）

イ 警察本部

警察車両については、「特殊用途」が3台となっており、運転免許試験に使用する車両となっている。

表 20 稼働率 20%未満の借上車両（警察本部）

種別	普通自動車			小型自動車			軽自動車			（普通・特殊・小型の用途）	小型特殊自動車	合計	構成比（%）	
	貨物	乗用（11人以上）	乗用（10人以下）	小計	貨物	乗用	小計	貨物	乗用					小計
特殊用途	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	3	100%
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	3	100%

(5) 借上料

ア 借上料合計

平成 24 年度の知事部局等における借上車両 289 台の借上料合計は、115,238,442 円、警察本部における借上車両 35 台の借上料合計は、12,793,620 円である。

表 21 借上料合計（知事部局等）

種別	普通自動車		小型自動車		軽自動車		特殊の用途 (普通・小型)		合計	
	台数(a)	借上料(b)	台数(a)	借上料(b)	台数(a)	借上料(b)	台数(a)	借上料(b)	台数(a)	借上料(b)
知事部局等	56	29,773,726	163	62,680,037	63	15,860,053	7	6,924,626	289	115,238,442

表 22 借上料合計（警察本部）

種別	普通自動車		小型自動車		特殊の用途 (普通・小型)		小型特殊自動車		合計	
	台数(a)	借上料(b)	台数(a)	借上料(b)	台数(a)	借上料(b)	台数(a)	借上料(b)	台数(a)	借上料(b)
警察本部	1	378,000	31	7,797,720	2	4,113,900	1	504,000	35	12,793,620

イ 1台あたり借上料（種別、用途別、契約年数別）（知事部局等）

知事部局等の借上車両 289 台については、自動車の種別・用途ごと及び契約年数別に1台あたり借上料を算出した。

普通自動車の乗用（10人以下）について見ると、契約年数5年未満が7台、1台あたり借上料は585,000円である。契約年数5年以上は43台、1台あたり借上料は407,232円である。

表 23 1台あたり借上料（普通自動車）

用途	貨物						乗用(10人以下)					
	5年未満			5年以上			5年未満			5年以上		
契約年数	台数(a)	借上料(b)	借上料(b)/台(a)	台数(a)	借上料(b)	借上料(b)/台(a)	台数(a)	借上料(b)	借上料(b)/台(a)	台数(a)	借上料(b)	借上料(b)/台(a)
合計	1	1,134,000	1,134,000	5	7,033,761	1,406,752	7	4,095,000	585,000	43	17,510,965	407,232

小型自動車の乗用について見ると、契約年数5年未満が51台、1台あたり借上料は441,639円である。契約年数5年以上は92台、1台あたり借上料は356,622円である。

表 24 1台あたり借上料（小型自動車）

用途	貨物						乗用					
	5年未満			5年以上			5年未満			5年以上		
契約年数	台数(a)	借上料(b)	借上料(b)/台(a)	台数(a)	借上料(b)	借上料(b)/台(a)	台数(a)	借上料(b)	借上料(b)/台(a)	台数(a)	借上料(b)	借上料(b)/台(a)
合計	9	3,833,148	425,905	11	3,514,116	319,465	51	22,523,586	441,639	92	32,809,187	356,622

軽自動車の乗用について見ると、契約年数5年未満は30台、1台あたり借上料は277,898円である。契約年数5年以上は30台、1台あたり借上料は222,110円である。

表 25 1台あたり借上料（軽自動車）

用途	貨物						乗用					
	5年未満			5年以上			5年未満			5年以上		
契約年数	台数(a)	借上料(b)	借上料(b)/台(a)	台数(a)	借上料(b)	借上料(b)/台(a)	台数(a)	借上料(b)	借上料(b)/台(a)	台数(a)	借上料(b)	借上料(b)/台(a)
合計	1	413,784	413,784	2	446,040	223,020	30	8,336,929	277,898	30	6,663,300	222,110

特殊の用途に用いる普通及び小型自動車については、契約年数5年未満は2台、1台あたり借上料は1,664,460円である。契約年数5年以上は5台、1台あたり借上料は719,141円である。

表 26 1台あたり借上料（特殊の用途）

契約年数	5年未満			5年以上		
	台数(a)	借上料(b)	借上料(b)/台(a)	台数(a)	借上料(b)	借上料(b)/台(a)
合計	2	3,328,920	1,664,460	5	3,595,706	719,141

(6) 借上料の根拠について

知事部局等の借上車両のうち、57 台については、1 台あたりの借上料が同じ種別・用途、同じ契約期間との比較において 25%以上割高となっていた。

その根拠については、「以前から同額の契約で特に理由はない」としているのが 33 台 (57.9%)、「業務上必要な設備・装備を搭載しているため」としているのが 14 台 (24.6%)、「その他」10 台 (17.5%) となっている。

表 27 借上料の根拠について (知事部局等)

種別	普通自動車				小型自動車			軽自動車			(特殊の用途・小型)	合計	
	用途	貨物	乗用 (11人以上)	乗用 (10人以下)	小計	貨物	乗用	小計	貨物	乗用			小計
借上料の根拠について	以前からの額で理由無し	1	0	5	6	1	15	16	0	11	11	0	33
	業務上必要な設備・装備の搭載	1	0	5	6	0	6	6	0	1	1	1	14
	その他	0	0	1	1	0	5	5	0	4	4	0	10
	合計	2	0	11	13	1	26	27	0	16	16	1	57

「業務上必要な設備・装備を搭載しているため」としているものの具体的な内容は、以下のとおりとなっている。

○普通貨物

野犬捕獲用の車両 (環境生活部 1 台)

○普通乗用

台風時のダム巡回のため四輪駆動 (農林水産部 1 台)

人員・機材運搬のため定員の多い車両 (土木建築部 1 台)

訪問看護、デイケア等のため 10 人定員 (病院事業局 3 台)

○小型乗用

放射線量測定用の機材を搭載するため (環境生活部 1 台)

大型資材を運搬するためのミニバン (農林水産部 1 台)

現場確認等のため定員 8 名 (土木建築部 2 台)

人員、機材運搬のため定員の多い車両 (土木建築部 2 台)

○軽自動車乗用  
訪問看護やデイケア送迎用の装備（病院事業局 1台）

○特殊の用途  
道路パトロール用車両（土木建築部 1台）

「その他」の内容は以下のとおりとなっている。

○普通乗用  
災害調査等による悪路走行も可能な四輪駆動（農林水産部 1台）

○小型乗用  
現地確認調査等のため7～8人乗り、後部座席が荷台となる（農林水産部 2台）

必要装備、保険内容をクリアしたうえで入札（農林水産部 1台）  
機材運搬、動員が多いため大型をリース（土木建築部 1台）  
環境に配慮された燃費のよい車両（土木建築部 1台）

○軽自動車乗用  
業務の特性から短期レンタル契約としている（総務部 2台）  
契約終了時の残存価格を低く設定している（農林水産部 1台）  
休業補償込みの短期レンタル契約（教育庁 1台）

#### 4 自家用車の公務使用状況

平成 24 年度に、公務使用自家用車として所属長に届けられている台数は、知事部局等で 7,498 台であり、使用延べ日数は 93,845 日、1 台あたり使用日数は 12.5 日である。

1 台あたり使用日数の多い部局等は、環境生活部 (54.5 日)、監査委員事務局 (18.8 日)、商工労働部 (17.0 日) の順となっている。

また、警察本部においては、届出台数が 1,733 台、使用延日数は 6,604 日、1 台あたり使用日数は 3.8 日となっている。

表 28 自家用車の公務使用状況

	自家用車の公務使用届け			
	届出台数(a)	命令件数	使用延日数(b)	(b)/(a)
知事公室	0	0	0	-
総務部	98	332	379	3.9
企画部	68	108	115	1.7
環境生活部	126	1,128	6,869	54.5
福祉保健部	230	2,407	3,244	14.1
農林水産部	289	2,461	3,098	10.7
商工労働部	57	827	968	17.0
文化観光スポーツ部	6	10	14	2.3
土木建築部	155	371	404	2.6
出納事務局	0	0	0	-
議会事務局	0	1	1	-
教育庁	291	4,344	4,530	15.6
県立学校	5,734	62,231	71,056	12.4
監査委員事務局	10	119	188	18.8
人事委員会事務局	16	75	83	5.2
労働委員会事務局	0	0	0	-
企業局	73	330	353	4.8
病院事業局	345	1,215	2,543	7.4
合計(知事部局等)	7,498	75,959	93,845	12.5
警察本部	1,733	1,883	6,604	3.8

## 5 任意保険の加入状況

### (1) 知事部局等

#### ア 任意保険料合計

平成24年度の知事部局等における所有車両734台の任意保険料は、8,770,802円となっている。

表29 任意保険料（合計）

種別	普通自動車		小型自動車		軽自動車		特殊の用途 (普通・小型)		合計	
	台数(a)	保険料(b)	台数(a)	保険料(b)	台数(a)	保険料(b)	台数(a)	保険料(b)	台数(a)	保険料(b)
知事部局等	194	3,133,374	430	4,593,458	76	638,810	34	405,160	734	8,770,802

#### イ 補償内容

任意保険の補償内容を最高額ごとに集計すると、対人補償内容で最も多いのは「無制限」の726台、次に「2,000万円まで」の8台となっている。  
対物補償内容で最も多いのは、「無制限」の317台、次に多いのは「500万円まで」の241台、「1,000万円まで」の150台の順となっている。

車両保険内容で最も多いのは、「なし」の657台、次に多いのは「100万円以下」の39台、「500万円まで」の24台の順となっている。

表30 補償内容

補償内容	対人補償	対物補償	車両保険
無制限	726	317	0
2,000万円を超える	0	5	1
2,000万円まで	8	9	3
1,000万円まで	0	150	10
500万円まで	0	241	24
100万円以下	0	12	39
なし	0	0	657
合計	734	734	734



ウ 1台あたり保険料（種別、用途別）

自動車の種別、用途ごとに1台あたり保険料を算出すると、普通自動車については、貨物が20,274円、乗用（11人以上）が26,912円、乗用（10人以下）が11,949円となっている。

表 31 1台あたり保険料（普通自動車）

用途	貨物			乗用(11人以上)			乗用(10人以下)		
	台数(a)	保険料(b)	保険料(b)/台数(a)	台数(a)	保険料(b)	保険料(b)/台数(a)	台数(a)	保険料(b)	保険料(b)/台数(a)
合計	44	892,070	20,274	30	807,370	26,912	120	1,433,934	11,949

小型自動車については、貨物が10,012円、乗用が11,156円となっている。

表 32 1台あたり保険料（小型自動車）

用途	貨物			乗用		
	台数(a)	保険料(b)	保険料(b)/台数(a)	台数(a)	保険料(b)	保険料(b)/台数(a)
合計	178	1,782,174	10,012	252	2,811,284	11,156

軽自動車については、貨物が9,388円、乗用が8,030円となっている。

表 33 1台あたり保険料（軽自動車）

用途	貨物			乗用		
	台数(a)	保険料(b)	保険料(b)/台数(a)	台数(a)	保険料(b)	保険料(b)/台数(a)
合計	21	197,150	9,388	55	441,660	8,030

特殊の用途に用いる普通及び小型自動車については、11,916円となっている。

表 34 1台あたり保険料（特殊の用途）

項目	台数(a)	保険料(b)	保険料(b)/台数(a)
合計	34	405,160	11,916

(2) 警察本部

警察本部の車両については、一般競争入札を行い一括して任意保険に加入している。平成24年度の任意保険料は、4,599,030円となっている。

(契約条件：対人保険2,000万円、対物保険300万円)

(3) 保険料の根拠について

知事部局等の所有車両のうち、17台については、1台あたりの保険料が同じ種別・用途との比較において、平均の2.5倍以上となっていた。

その根拠については、「業務上発生しうる損害を補償するため」としているものが10台(58.8%)「以前から同額の保険で特に理由はない」としているものが7台(41.2%)となっている。

表35 保険料の根拠（知事部局等）

種別	普通自動車				小型自動車			軽自動車			（普通・小型の用途）	合計	
	用途	貨物	乗用（11人以上）	乗用（10人以下）	小計	貨物	乗用	小計	貨物	乗用			小計
保険料の根拠について	以前からの額で理由無し	0	0	2	2	2	2	4	1	0	1	0	7
	業務上の損害を補償する保険内容	0	9	0	9	0	1	1	0	0	0	0	10
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	9	2	11	2	3	5	1	0	1	0	17

「業務上発生しうる損害を補償するため」としているものの具体的な内容は、以下のとおりとなっている。

○普通乗用（11人以上）

特別支援学校のスクールバス運行管理業務において、下記の条件を含む任意保険に加入することとしているため。（県立学校 9台）

対人：無制限、対物：無制限、搭乗者：1,000万円以上

無保険車傷害補償：2億円、車両保険：時価

○小型乗用

実習場への生徒送迎用で8人～10人乗りの定員であり、搭乗者傷害1名につき1,000万円の補償を含む。（県立学校 1台）

(4) 施設内において使用する車両の任意保険

知事部局等においては、前述の台数 1,023 台のほか、公道を走行せず施設内で使用する車両が 117 台ある。自動車の種別、用途の内訳を見ると、普通自動車（貨物）が 1 台、特殊の用途に用いる普通及び小型自動車が 5 台、大型特殊自動車が 14 台、小型特殊自動車及び原動機付自転車が 50 台となっている。また、自動車登録のない車両が 47 台である。

具体的な車両の種類は、農耕トラクタ、ショベルローダ等、フォークリフト、オールテレーンクレーンなどとなっている。

部局別の台数を見ると、最も多いのは農林水産部の 67 台（57.3%）、次に県立学校の 36 台（30.8%）、土木建築部の 11 台（9.4%）の順となっている。

公道を走行する車両については、すべて任意保険に加入しているが、公道を走行しないこれらの車両については、任意保険に加入しているものと加入していないものがあり、加入済みの車両は 47 台（40.2%）、未加入の車両は 70 台（59.8%）となっている。

表 36 施設内において使用する車両台数（知事部局等）（部局別）

種別・用途	普通貨物			特殊の用途 (普通・小型)			大型特殊			小型特殊、原動機付自転車			登録無し			合計		
	加入済	未加入	小計	加入済	未加入	小計	加入済	未加入	小計	加入済	未加入	小計	加入済	未加入	小計	加入済	未加入	計
任意保険の加入																		
農林水産部	0	0	0	0	0	0	7	4	11	24	9	33	6	17	23	37	30	67
商工労働部	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
文化観光スポーツ部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2	2
土木建築部	0	0	0	0	5	5	0	0	0	5	1	6	0	0	0	5	6	11
県立学校	0	0	0	0	0	0	3	0	3	2	9	11	0	22	22	5	31	36
合計	0	1	1	0	5	5	10	4	14	31	19	50	6	41	47	47	70	117

※当該台数は表 1～表 35、表 38～表 46 における台数には含まれていない。

任意保険に未加入の車両 70 台について、種類別に見ると、農耕トラクタが 41 台 (58.6%) と、もっとも多くなっているほか、油圧ショベル等が 9 台、ショベルローダ等が 6 台の順になっている。

表 37 施設内において使用する車両台数 (知事部局等) (種類別)

種別・用途	普通貨物			特殊の用途 (普通・小型)			大型特殊			小型特殊、原動機付自転車			登録無し			合計		
	加入済	未加入	小計	加入済	未加入	小計	加入済	未加入	小計	加入済	未加入	小計	加入済	未加入	小計	加入済	未加入	計
任意保険の加入																		
農耕トラクタ	0	0	0	0	0	0	9	4	13	19	15	34	2	22	24	30	41	71
農耕作業用(ハーベスター、運搬車等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	3	0	3	8	0	8
オールテレーンクレーン、油圧式トラッククレーン	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5
ショベルローダ、ホイールローダ、スキッドステアローダ	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	2	4	0	4	4	3	6	9
油圧ショベル、ミニショベル、バックホー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	8	8	0	9	9
フォークリフト	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	6	1	5	6
その他(軽トラック、クレーン付きトラック、飼料収集車)	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	3	3
原動機付自転車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	6	0	0	0	5	1	6
合計	0	1	1	0	5	5	10	4	14	31	19	50	6	41	47	47	70	117

任意保険に未加入の車両 70 台の具体的な使用場所は以下のとおりである。

○農耕トラクタ

農業研究センター、畜産研究センター施設内 28 台  
県立学校校内 13 台

○移動式クレーン（オールテレーンクレーン、油圧式トラッククレーン）

南大東島、北大東島港湾施設内 4 台  
中城湾港港湾施設内 1 台

○ショベルローダ、ホイールローダ、スキッドステアローラ

畜産研究センター施設内 1 台  
県立学校校内 5 台

○油圧ショベル、ミニショベル、バックホー

県立学校校内 9 台

○フォークリフト

農業研究センター施設内 1 台  
県立大学施設内 2 台、県立学校校内 2 台

○その他

海洋深層水研究所施設内 1 台（軽トラック）  
職業能力開発校校内 1 台（クレーン付きトラック）  
県立学校校内 1 台（飼料収集車）

○原動機付自転車

平和祈念公園施設内 1 台

## 6 燃料単価契約の状況

### (1) 知事部局等

#### ア 年度当初の契約単価

知事部局等における所有及び借上車両 1,023 台における燃料単価契約の状況を集計した。レギュラーガソリンを使用している車両は 860 台で、年度当初における契約単価の平均（以下「平均単価」という。）は 146 円、最高値は 169 円、最安値は 132 円である。

ディーゼル（軽油）を使用している車両は 146 台で、平均単価は 121.9 円、最高値は 147 円、最安値は 90.9 円である。

ハイオクガソリンを使用している車両は 17 台で、平均単価は 154 円、最高値は 165 円、最安値は 147.6 円である。

表 38 燃料種類別、平均単価等（知事部局等）

種類/台数	所有	借上	計	平均単価	最高	最安
レギュラー	582	278	860	146	169	132
ディーゼル	135	11	146	121.9	147	90.9
ハイオク	17	0	17	154	165	147.6
合計	734	289	1,023			

#### イ 契約単価の価格帯

また、年度当初における契約単価の価格帯を見ると、レギュラーガソリンで最も多い価格帯は 140 円～150 円未満の 576 台、ディーゼル（軽油）で最も多い価格帯は 120 円～130 円未満の 52 台、ハイオクガソリンで最も多い価格帯は 140 円～150 円未満の 8 台となっている。

表 39 燃料種類別、価格帯別台数（知事部局等）

種類/単価	単価契約なし	100円未満	100円～110円未満	110円～120円未満	120円～130円未満	130円～140円未満	140円～150円未満	150円～160円未満	160円以上	合計
レギュラー	7	0	0	0	0	137	576	39	101	860
ディーゼル	5	26	8	8	52	27	20	0	0	146
ハイオク	0	0	0	0	0	0	8	7	2	17
合計	12	26	8	8	52	164	604	46	103	1,023

(2) 警察本部

ア 年度当初の契約単価

警察本部における所有及び借上車両 991 台における燃料単価契約の状況を集計した。レギュラーガソリンを使用している車両は 832 台で、平均単価は 134.3 円、最高値は 170 円、最安値は 130 円である。

ディーゼル（軽油）を使用している車両は 79 台で、平均単価は 115.1 円、最高値は 145 円、最安値は 113 円である。

ハイオクガソリンを使用している車両は 80 台で、平均単価は 144.8 円、最高値は 169 円、最安値は 140 円である。

表 40 燃料種類別、平均単価等（警察本部）

種類/台数	所有	借上	計	平均単価	最高	最安
レギュラー	797	35	832	134.3	170	130
ディーゼル	79	0	79	115.1	145	113
ハイオク	80	0	80	144.8	169	140
合計	956	35	991			

イ 契約単価の価格帯

レギュラーガソリンで最も多い価格帯は 130 円～140 円未満の 705 台、ディーゼル（軽油）で最も多い価格帯は 110 円～120 円未満の 73 台、ハイオクガソリンで最も多い価格帯は 140 円～150 円未満の 63 台となっている。

表 41 燃料種類別、価格帯別台数（警察本部）

種類/単価	単価契約なし	100円未満	100円～110円未満	110円～120円未満	120円～130円未満	130円～140円未満	140円～150円未満	150円～160円未満	160円以上	合計
レギュラー	0	0	0	0	0	705	91	29	7	832
ディーゼル	0	0	0	73	4	1	1	0	0	79
ハイオク	0	0	0	0	0	0	63	13	4	80
合計	0	0	0	73	4	706	155	42	11	991

## 7 安全運転管理の状況

### (1) 安全運転管理者等の選任状況

道路交通法第74条の3及び同法施行規則第9条の8に基づき、乗車定員が11人以上の自動車にあっては1台以上、その他の自動車にあっては5台以上の自動車の使用の本拠ごとに、安全運転管理者を選任しなければならない。また、20台以上の自動車を使用する本拠ごとに、副安全運転管理者を選任しなければならない。

平成25年10月31日現在、知事部局等において、乗車定員11人以上の自動車を使用している課室等は20機関、その他の自動車で5台以上使用している課室等は59機関である。うち安全運転管理者の選任及び届出の手続が行われていないのは12機関、副安全運転管理者の選任及び届出の手続が行われていないのは2機関である。

なお、警察本部においては、該当する機関はすべて安全運転管理者等が選任されている。

表42 安全運転管理者等の選任状況（知事部局等）

乗車定員/台数	11人以上/1台					その他/5台					合計				
	課室等	安全運転管理者		副安全運転管理者		課室等	安全運転管理者		副安全運転管理者		課室等	安全運転管理者		副安全運転管理者	
		選任済	未選任	選任済	未選任		選任済	未選任	選任済	未選任		選任済	未選任	選任済	未選任
知事公室	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
総務部	1	1	0	0	0	3	2	1	0	0	4	3	1	0	0
企画部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境生活部	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2	0	0	0
福祉保健部	1	1	0	0	0	6	6	0	2	0	7	7	0	2	0
農林水産部	1	1	0	0	1	28	22	6	2	1	29	23	6	2	2
商工労働部	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	2	0	2	0	0
文化観光スポーツ部	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0
土木建築部	0	0	0	0	0	8	7	1	4	0	8	7	1	4	0
出納事務局	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0
議会事務局	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
教育庁	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0
県立学校	13	12	1	0	0	2	2	0	0	0	15	14	1	0	0
企業局	0	0	0	0	0	5	5	0	0	0	5	5	0	0	0
病院事業局	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0	2	1	1	0	0
合計	20	19	1	1	1	59	48	11	8	1	79	67	12	9	2



(2) 運行前点検等の実施状況

自動車を使用している知事部局等の 198 機関において、運転者による運行前点検（沖縄県自動車等管理規程第 5 条）、車両管理者による運転者の心身の健康状態の把握（同第 4 条）の実施状況は以下のとおりである。

運転者による運行前点検については、84 機関が実施し、114 機関が実施していなかった。また車両管理者による運転者の心身の健康状態の把握は、134 機関は実施しており、64 機関が実施していなかった。

警察本部については、沖縄県警察車両等の管理に関する訓令に基づく点検、運転者の健康状態の把握を実施している。

表 43 運行前点検等の実施状況（知事部局等）

項目	運行前点検の実施			運転者の健康状態の把握		
	有	無	計	有	無	計
知事公室	2	3	5	2	3	5
総務部	7	6	13	10	3	13
企画部	3	2	5	3	2	5
環境生活部	5	8	13	13	0	13
福祉保健部	9	9	18	10	8	18
農林水産部	13	35	48	37	11	48
商工労働部	1	11	12	11	1	12
文化観光スポーツ部	1	4	5	2	3	5
土木建築部	10	9	19	12	7	19
出納事務局	1	0	1	1	0	1
議会事務局	1	0	1	1	0	1
教育庁	8	10	18	11	7	18
県立学校	21	4	25	18	7	25
企業局	1	7	8	3	5	8
病院事業局	1	6	7	0	7	7
合計	84	114	198	134	64	198

(3) 事故件数及び事故防止への取組状況

ア 事故件数

平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間における知事部局等における事故件数は、公用車によるものが 103 件、公務使用自家用車によるものが 3 件、公用車の修繕費は 2,627,579 円である。

また警察本部については、3 年間の事故件数は、公用車によるものが 142 件、公用車の修繕費は 10,842,997 円である。

表 44 過去 3 年間 (H22-H24) の事故件数、修繕費

年度	H22事故件数			H23事故件数			H24事故件数			合計		
	公用車/自家用車/修繕費	公用車	自家用車	修繕費(円)	公用車	自家用車	修繕費(円)	公用車	自家用車	修繕費(円)	公用車	自家用車
知事公室	0	1	0	1	0	0	1	0	306,618	2	1	306,618
総務部	0	0	0	2	0	20,000	2	0	4,624	4	0	24,624
企画部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境生活部	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	0	0
福祉保健部	4	0	435,816	4	0	17,829	6	0	136,000	14	0	589,645
農林水産部	7	0	0	10	0	791,440	4	0	49,063	21	0	840,503
商工労働部	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	0	0
文化観光スポーツ部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土木建築部	3	0	0	6	0	0	12	0	80,850	21	0	80,850
出納事務局	0	0	0	0	0	0	2	0	10,100	2	0	10,100
議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育庁	0	0	0	1	0	93,707	0	0	0	1	0	93,707
県立学校	1	0	341,250	0	0	0	4	2	231,407	5	2	572,657
監査委員事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業局	0	0	0	2	0	0	3	0	108,875	5	0	108,875
病院事業局	0	0	0	8	0	0	13	0	0	21	0	0
合計(知事部局等)	15	1	777,066	34	0	922,976	54	2	927,537	103	3	2,627,579
警察本部	52	0	4,488,505	41	0	2,441,245	49	0	3,913,247	142	0	10,842,997

## イ 事故防止への取組状況

### ① 知事部局等

過去3年間に3件以上の事故があった知事部局等の機関は11機関である。また11機関における事故件数の合計は60件であり、内訳は対物事故が24件、自損事故が36件となっている。

11機関における事故防止の取組状況を見ると、「交通安全の法令・知識等に関する研修を年1回以上実施している。」としているのが1機関、「所属長による安全運転に関する訓示を年1回以上行っている」としているのが2機関、2つの取組のいずれかを過去に実施したことがあるとしているのが4機関、「特になし」としているのが2機関である。

表 45 事故防止への取組状況（知事部局等）

	機関数	事故の概要				事故防止の取り組み				
		H22-H24 事故件数	対人	対物	自損	研修	所属長 訓示	過去に 実施	その他	特になし
福祉保健部	3	10	0	4	6	0	0	1	1	1
農林水産部	3	14	0	9	5	1	1	1	0	0
土木建築部	4	17	0	7	10	0	1	1	1	1
病院事業局	1	19	0	4	15	0	0	1	0	0
合計	11	60	0	24	36	1	2	4	2	2

事故防止に向けた具体的な取組内容は以下のとおりである。

#### ○福祉保健部

- ・班長会議を通じて、各班長には班員に対して安全運転の注意喚起及び指導を定期的に行うよう指導している。

- ・全職員を対象に安全運転講習会を実施した。

#### ○農林水産部

- ・所属長からの指示により、各職場の職務会において各課長及び各班長から各職員に対して、交通法規の遵守、運転前の体調把握及び管理の徹底、目視による車両確認等安全運転を行うよう周知徹底を図っている。

- ・警察職員を講師に安全運転講習会を開催し、全職員に公用車使用時における安全運転について周知徹底を行った。

- ・安全運転管理者を配置し、年1回の安全運転講習会受講後、全職員対象に講習内容を伝達することで、事故防止に取り組んでいる。

#### ○土木建築部

- ・事故を起こした職員から事故の詳細を聴取するとともに、適宜、課内会議等において安全運転への注意喚起を行っている。また安全運転管理者を選任し、日頃から安全運転を呼びかけている。

- ・職員の交通安全意識を高めることを目的とし、警察職員による交通安全研修を実施。（管内の交通事故等の実態及び交通事故防止に係る講話、飲酒模擬体験、ドライビングシミュレーター体験）

- ・警察職員による1時間の安全運転教室を実施

- ・安全運転管理者講習の資料を所内で回覧し、安全運転の注意喚起を行っている。公務中の事故等が起きた際、所内会議にて安全運転の注意喚起を行っている。

#### ○病院事業局

- ・警察職員による「飲酒運転防止に関する講習会」実施

- ・総務課長、運転士による「交通事故発生時の対応」説明会実施

② 警察本部

警察本部における、過去3年間の事故件数上位3機関の合計は、54件である。

事故の内訳は、対物事故が34件、自損事故が7件、その他（暴走族等による損壊）が13件となっている。

表 46 事故防止への取組状況（警察本部）

	機関数	事故の概要					事故防止の取組み				
		H22-H24 事故件数	対人	対物	自損	その他	研修	所属長 訓示	過去に 実施	その他	特になし
警察本部	3	54	0	34	7	13	0	0	0	3	0

事故防止の具体的な取組内容は以下のとおりである。

- ① 訓令等に基づく訓練の実施（訓練施設での訓練、署構内での短時間訓練）
- ② 毎月の点検、教養招集、幹部会議での所属長等からの訓示
- ③ 週数回実施される朝会、24時間勤務員に対する毎当番日の執務前教養での指示
- ④ 緊急走行中における、無線による緊急走行安全運転励行の指示
- ⑤ 交通事故防止教養に資する資料等の配布

### 第3 監査の結果及び所見

本年度の行政監査は、「公用車の運用管理及び保険等契約について」をテーマに、県の全機関を対象として、公用車が効率的に運用されているか、保険契約は適切か、安全管理は適切か等について監査を実施した。

監査の結果、公用車はおおむね適切に運用管理されていることが認められたが、一部において改善を要する事項があった。

今後とも、公用車の適切な運用管理に努めるとともに、特に安全面にも留意したものととなるよう、次の点に留意して改善に努めていただきたい。

#### 1 安全運転管理について

##### (1) 安全運転管理者等の選任について

安全運転管理者及び副安全運転管理者は、道路交通法第74条の3に基づき選任する必要があり、運転者に対して安全な運転を確保するため必要な指示を与えるなど、重要な役割を担っている。

平成25年10月31日現在、安全運転管理者については、12機関において選任及び届出の手続が行われていない。また副安全運転管理者については、2機関において選任及び届出の手続が行われていない。適切に対応していただきたい。

- ・安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任及び届出の手続が行われていない機関

農林水産部：畜産研究センター

- ・安全運転管理者の選任及び届出の手続が行われていない機関

総務部：那覇県税事務所

農林水産部：営農支援課、森林緑地課、宮古農林水産振興センター家畜保健衛生課、八重山農林水産振興センター家畜保健衛生課、水産海洋技術センター

商工労働部：具志川職業能力開発校、浦添職業能力開発校

土木建築部：下水道管理事務所

県立学校：鏡が丘特別支援学校

病院事業局：宮古病院

- ・副安全運転管理者の選任及び届出の手続が行われていない機関

農林水産部：農業大学校

##### (2) 公用車の運行前点検について

沖縄県自動車等管理規程によると、管理自動車及び専用車の運転者にあつては、運転前点検カード（第2号様式）により、その他の自動車にあつては自動車運行管理簿（第3号様式）により運行前点検を行うものとされている。

また、車両管理者は、自動車等の使用にあつては、運転者の心身の健康状態を的確に把握し、適切な指示を行うものとされている。

運行前点検については、公用車を使用している 198 機関中 114 機関で適切な点検が行われていなかった。運転者の健康状態については、198 機関中 64 機関で把握されていなかった。

車両管理者及び運転者は、規程に沿って適切に対応していただきたい。

### (3) 事故防止の取組について

安全運転管理者は、道路交通法に基づき、運転者に対し安全な運転を確保するために必要な事項について指導を行うこととされている。

県においては、安全運転講習会など事故防止に向けた取組を行っているところであるが、平成 22 年度から 24 年度までの 3 年間に知事部局等で 103 件、警察本部で 142 件の事故が発生している。

引き続き事故防止の取組に努めていただきたい。特に事故があった機関については、取組を強化していただきたい。

## 2 任意保険について

### (1) 保険加入について

監査対象となった公用車のうち、公道を走行する自動車 1,023 台については適切に任意保険に加入していることが認められた。

それ以外に、主に施設内において使用する自動車（大型特殊自動車、小型特殊自動車など）が合計 117 台あるが、そのうち 70 台が任意保険に未加入となっていた。

任意保険に未加入となっている自動車を使用する機関においては、作業時の物損事故、人身事故のリスクに備え、事故時の補償に対応する保険について検討していただきたい。

### (2) 保険料について

知事部局等の所有車両 734 台の内、保険料が類似の公用車より割高となっている 17 台について内容を確認したところ、10 台は搭乗者補償特約が付加される等相当な理由が認められるが、7 台については、理由が確認できなかった。

今後の契約については、類似の公用車と比較検討するなど、適切なものとなるよう努めていただきたい。

## 3 借上料について

知事部局等の借上公用車 289 台のうち、借上料が類似のものより割高となっている 57 台について内容を確認したところ、24 台は業務上の理由により特別な設備、装備を備えているもの等相当な理由が認められるが、33 台については理由が確認できなかった。

今後の契約については、類似の公用車と比較検討するなど、適切なものとなるよう努めていただきたい。

資料 関係法令（抜粋）

○道路運送車両法

（定義）

第二条 この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。

2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽（けん）引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

（自動車の種別）

第三条 この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

○道路運送車両法施行規則

（自動車の種別）

第二条 法第三条の普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、別表第一に定めるところによる。

別表第一（第二条関係）

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
普通自動車	小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車			
小型自動車	四輪以上の自動車及び被け（\）ん（\）引自動車で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。）にあつては、その総排気量が二・〇〇リットル以下のものに限る。）	四・七〇メートル以下	一・七〇メートル以下	二・〇〇メートル以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び三輪自動車で軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの			
軽自動車	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが下欄に該当するものうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が〇・六六〇リットル以下のものに限る。）	三・四〇メートル以下	一・四八メートル以下	二・〇〇メートル以下



	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が〇・二五〇リットル以下のものに限る。）	二・五〇メートル以下	一・三〇メートル以下	二・〇〇メートル以下
大型特殊自動車	<p>一 次に掲げる自動車であつて、小型特殊自動車以外のもの</p> <p>イ ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</p> <p>ロ 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車</p> <p>二 ボール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</p>			
小型特殊自動車	一 前項第一号イに掲げる自動車であつて、自動車の大きさが下欄に該当するもののうち最高速度十五キロメートル毎時以下のもの	四・七〇メートル以下	一・七〇メートル以下	二・八〇メートル以下
	二 前項第一号ロに掲げる自動車であつて、最高速度三十五キロメートル毎時未満のもの			

○自動車登録規則

(自動車登録番号)

第十三条 自動車登録番号は、次に掲げる文字をその順序により組み合わせて定めるものとする。

二 自動車の種別及び用途による分類番号を表示する三けた以下のアラビア数字（別表第二）

別表第二（第十三条関係）

自 動 車 の 範 囲	分 類 番 号
1 貨物の運送の用に供する普通自動車	1、10から19まで及び100から199まで
2 人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車	2、20から29まで及び200から299まで
3 人の運送の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車	3、30から39まで及び300から399まで
4 貨物の運送の用に供する小型自動車	4、6、40から49まで、60から69まで、400から499まで及び600から699まで
5 人の運送の用に供する小型自動車	5、7、50から59まで、70から79まで、500から599まで及び700から799まで
6 散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゆう自動車 その他特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車	8、80から89まで及び800から899まで
7 大型特殊自動車（次号に規定するものを除く）	9、90から99まで及び900から999まで
8 自動車抵当法第2条ただし書に規定する大型特殊自動車	0、00から09まで及び000から099まで

## ○道路交通法

(安全運転管理者等)

第七十四条の三 自動車の使用者（道路運送法の規定による自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による貨物軽自動車運送事業を営業者を除く。以下同じ。）及び貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。

- 2 安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務（自動車の装置の整備に関する業務を除く。第七十五条の二の二第一項において同じ。）で内閣府令で定めるものを行わなければならない。
- 3 前項の交通安全教育は、第百八条の二十八第一項の交通安全教育指針に従って行わなければならない。
- 4 自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため、内閣府令で定める台数以上の自動車を使用する本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、内閣府令で定めるところにより、副安全運転管理者を選任しなければならない。
- 5 自動車の使用者は、安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を選任したときは、選任した日から十五日以内に、内閣府令で定める事項を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 6 公安委員会は、安全運転管理者等が第一項若しくは第四項の内閣府令で定める要件を備えないこととなつたとき、又は安全運転管理者が第二項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていないと認めるときは、自動車の使用者に対し、当該安全運転管理者等の解任を命ずることができる。
- 7 自動車の使用者は、安全運転管理者に対し、第二項の業務を行うため必要な権限を与えなければならない。
- 8 自動車の使用者は、公安委員会からその選任に係る安全運転管理者等について第百八条の二第一項第一号に掲げる講習を行う旨の通知を受けたときは、当該安全運転管理者等に当該講習を受けさせなければならない。

## ○道路交通法施行規則

(安全運転管理者等の選任を必要とする自動車の台数)

第九条の八 法第七十四条の三第一項の内閣府令で定める台数は、乗車定員が十一人以上の自動車にあつては一台、その他の自動車にあつては五台とする。

- 2 法第七十四条の三第四項の内閣府令で定める台数は、二十台とする。
- 3 前二項及び第九条の十一の台数を計算する場合においては、大型自動二輪車一台又は普通自動二輪車一台は、それぞれ〇・五台として計算するものとする。

○沖縄県自動車等管理規程

(車両管理者の職務)

第4条 車両管理者は、自動車等を運転する者（以下「運転者」という。）に対し運転に必要な知識及び整備の技術の研修の機会を与えその向上に努めなければならない。

- 2 車両管理者は、自動車等の使用に当たっては、運転者の心身の健康状態を適確には握し、適切な指示を与え、又は安全運転の確保を図らなければならない。
- 3 車両管理者は、所属職員をして自動車等及びその鍵を定められた場所に確実に保管させなければならない。
- 4 車両管理者は、自動車等の安全かつ効率的運用を図るため、運行、整備状況等について常に留意しなければならない。
- 5 車両管理者は、自動車等について道路運送車両法第48条及び第58条に規定する点検整備等を行ないその結果を車両管理カード（第1号様式）に記入しなければならない。

(運転者の職務)

第5条 運転者は、職務の遂行に当たっては、自動車等の運転及び整備に関する関係法令等を守り、かつ、車両管理者並びに第7条に規定する安全運転管理者及び整備管理者の職務上の命令及び指示に従い、安全運転に努めなければならない。

- 2 運転者は、自動車等の安全保管に留意し、使用中以外は、定められた場所に保管し、用務の都合その他特別の事情により定められた場所に保管できないときは、車両管理者にその理由を申し出て、その指示を受けなければならない。
- 3 運転者は、その運行（1日に2回以上の運行がある場合は、最初の運行）の開始前において自動車等の点検（以下「運行前点検」という。）を行うほか、常に点検整備に留意し、故障を発見したときは、直ちに車両管理者（整備管理者が設置されている場合は、整備管理者を経て）に報告しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、必要な措置をとるとともに事後速やかに報告しなければならない。
- 4 運行前点検は、管理自動車及び専用車の運転者にとっては運行前点検カード（第2号様式）により、その他の自動車等の運転者にとっては自動車等運行管理簿（第3号様式）により行うものとする。

第2号様式（第5条、第9条関係）

運 行 前 点 検 カ ー ド

- 1 運転者は1日1回運行開始前に下記の箇所を点検すること。
- 2 運行不能（異状箇所も含む）と認めたとときは、管理者（整備管理者が設置されている場合は、整備管理者を経て）に報告し、指示を受けること。

運 行 前 点 検	1 ブレーキ	2 タイヤ	※2 冷却水の量が十分であること。 ※3 フアン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、フアン・ベルトに損傷がないこと。 ※4 エンジンオイルの量が適当であること。	点滅具合が不良でなく、かつ汚れ及び損傷がないこと。	水がないこと。 2 空気圧力が適当であること。
	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキのきき片きがないこと。 2 ブレーキの液量が十分であること。 3 空気圧力の上り具合が不良でないこと。 4 ブレーキ・バルブに踏み込んだときに排気音が正常であること。 5 駐車ブレーキ・レバの引きしろが適当であること。	1 タイヤの空気圧が適当であること。 2 亀裂及び損傷がないこと。 3 異状な摩耗がないこと。 4 金属片、石その他の異物が深い溝の深さが十分であること。 ※5	4 燃料装置 ※ 燃料の量が十分あるか。 5 灯火装置及び方向指示器	6 後写鏡及び反射鏡 写影が不良でないこと。 7 反射器及び自動車登録番号又は車両番号標 汚れ及び損傷がないこと。 8 エア・タンク 1 エア・タンクに凝	9 その他 1 ドアロック・シフトペルトの装置 2 検査証・保険証 3 定期点検整備記録簿 4 その他前日の異状箇所がないか。

（注）※印の点検は、80キロメートル毎時以上で走行することが可能な道路を走行する予定がない場合には、行わなくてもよい。

点検終了（年 月分）

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
確認者																	
日	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
確認者																	

第3号様式 (第5条、第9条、第17条関係)

自動車等運行管理簿

車両番号
------

使用承認 車両管理 者 印	使用時間		月/日	通 行 区 分	用務内容及び 用 務 地			使用者氏名	運転者氏名	使用確認 車両管理 者 印	考 備
	発 時 分	着 時 分			スター 指示数 (発) km	スター 指示数 (着) km	運行距離 km				
	/										
	/										
	/										
	/										
	/										
	/										
	/										
	/										
	/										
	/										
	/										
	/										
	/										
	/										
	/										
	/										
	/										
	/										
	/										
	/										
	/										

※ 車両ごとの自動車等運行管理簿である。

運 行 前 点 検

車両番号		⑧															
部 位	点 検 項 目	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
1 ブレーキ	1. ブレーキ・ペダルの踏みしるが適当で、ブレーキのききが十分であり、かつ、片きがないこと。																
	2. ブレーキの液量が十分であること。																
	3. 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。																
	4. ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。																
	5. 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。																
2 タイヤ	1. タイヤの空気圧が適当であること。																
	2. 亀裂及び損傷がないこと。																
	3. 異状な摩耗がないこと。																
	4. 金属片、石その他の異物がいないこと。																
	※5 溝の深さが十分であること。																
3 原 動 機	※1 ラジエータ等からの水漏れがないこと。																
	※2 冷却水の量が十分であること。																
	※3 ファーン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、損傷がないこと。																
	※4 エンジンオイルの量が適当であること。																
	燃料の量が十分であること。																
4 燃 料 装 置	点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ損傷がないこと。																
	写影が不良でないこと。																
5 灯 火 装 置 及 び 方 向 指 示 器	汚れ及び損傷がないこと。																
	1. エア・タンクに凝水がないこと。																
6 後 写 鏡 及 び 反 射 鏡	2. 空気圧力が適当であること。																
	1. ドアロック・シートベルトの装置																
7 反 射 器 及 び 自 動 車 登 録 番 号 標 又 は 車 両 番 号 標	2. 検査証・保険証																
	3. 定期点検整備記録簿																
8 エア・タンク	4. その他（前日の異状箇所に異状がないか。）																
	点検者の押印																
9 そ の 他																	

(注) (1) ※印の点検は、80キロメートル毎時以上で走行することが可能な道路を走行する予定がない場合は、行わなくてもよい。  
 (2) 運行前点検終了後、Lの印を表示すること。